

山梨の水に関する環境教育事業業務委託

企画提案募集要項

令和6年4月

山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課

山梨の水に関する環境教育事業業務（以下「業務」という。）の委託に関し、十分な企画力及び実施力を備えた事業者から業務の企画提案を募るものとする。この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案募集要項」（以下、「要項」という。）として、次のとおり定める。

1. 事業の趣旨

本事業は、やまなし「水」ブランド戦略に基づき、山梨の水の良さや水源林の大切さ等の意識を醸成し、健全な水環境を守り育てる「育水」を推進することで、山梨県が「名水の地」であるというイメージを定着させ、やまなし「水」ブランドの全国ブランド化を図るため、山梨の上質な環境を体感しながら、山梨の水について学ぶ環境教育を実施する。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

山梨の水に関する環境教育事業業務委託

(2) 業務内容

「山梨の水に関する環境教育事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 業務完了報告書の提出時期

令和6年12月27日（金）まで

(5) 委託料上限額

1,095,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 業務の流れ

①委託業務の詳細協議

企画提案の内容をもとに、業務詳細等を県と受託者で協議し、決定する。

②実施報告

事業の実施結果を報告書に取りまとめて、県に提出すること。

3. スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・ 要項等の交付開始 | 令和6年4月17日（水） |
| ・ 参加申込書及び質問票の提出期限 | 令和6年5月 8日（水） |
| ・ 企画提案書提出期限 | 令和6年5月15日（水） |
| ・ 委託事業候補者選定、結果通知 | 令和6年5月22日（水）以降 |
| ・ 契約締結 | 令和6年5月30日（木）予定 |

4. 参加資格

(1) 参加資格

民間事業者、財団法人、社団法人、NPO 法人等で、次の条件を全て満たしている者とする。

- ①本件業務に類する業務の経験や専門知識を有していること。
- ②本件業務の実施が可能な体制・環境が整えられていること。
- ③本件業務の実施に支障がない経営状態にあること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てが成されている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑦「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ⑧山梨県内に事務所を置き、県等との打ち合わせ等を迅速に対応できる事業者又は法人等であること。
- ⑨過去5年以内に環境教育等に関する事業の実施実績を有し、本件業務を適切に履行できる者であること。

(2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部（③のみ7部）提出すること。

- ①参加申込書（様式1）
- ②会社概要等整理表（様式2）
- ③会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ④誓約書（様式3）
- ⑤同種・類似業務実績整理票（様式4）
- ⑥実施体制表（様式5）
- ⑦業務担当調書（様式6）
- ⑧財務諸表の写し（直近のもの）
- ⑨その他、県が必要と認める書類（指示があった場合のみ提出）

(3) 参加申込書の提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時まで

提出は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

(4) 提出場所

後述の「10. 問い合わせ・提出先」のとおり。

(5) 提出方法

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

5. 質問

(1) 質問方法及び提出先

質問票(様式7)に記載し、電子メールにて送信すること。

送信先は、後述の「10. 問い合わせ先・提出先」のとおり。

(2) 提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみメール等により回答することがある。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関連のない質問や本企画提案の公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

6. 企画提案書・見積書

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 企画提案書(様式8)

① A4判、縦型、横書き、左綴じ(A3折込可)、ページ制限なし

② 日本語表記で12ポイント以上

③ 委託予定事項の想定作業スケジュールを示すこと。

④ 提案内容には次の事項を含めること。

- ・ 企画するイベントの内容(複数案可)
- ・ 外部講師の案とその選定理由

(2) 見積書

様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。また、見積額

は委託料上限額の範囲内とすること。

(3) 提出部数及び提出方法

持参又は郵送により、期限までに必着のこと。

①企画提案書：正本1部、副本6部

②見積書：正本1部、副本6部

(4) 提出期限

令和6年5月15日(水)午後3時まで

提出は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日のみ午後3時)までとする。

(5) 提出先

後述の「10. 問い合わせ先・提出先」のとおり。

7. 審査・結果通知等

(1) 審査・選定方法等

①企画提案書等の審査は、山梨の水に関する環境教育事業業務に係る企画提案審査会(以下「審査会」という。)が別紙「審査基準」により書面で行う。

②企画提案書及び見積書の内容について提案者に書面等により意見聴取することがある。

③審査の結果、総合得点が第1順位の者を委託候補者に選定する。

(2) 結果通知

①選定の如何に関わらず、提案者にはそれぞれの審査結果を通知する。

②なお、後日、選定結果を山梨県のホームページで公表する。

※ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各提案者の評価基準毎の得点と総合得点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。なお、契約者以外の提案者の名称又は氏名は公表しない。

③審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効又は失格とする。

①本要項の応募資格のいずれかを満たさなくなった場合

②提出書類が所定の期限までに整わなかった場合

③見積額が委託料上限額を上回っている場合

④提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があった場合

⑤誤字・脱字等により提出書類の必要事項が確認できない場合

⑥その他不正な行為があった場合

8. 契約に関する事項

①委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1順位

の委託候補者が契約を締結しない時は、次点の者と協議する。

②契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持する。

③仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

④企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合は、一部修正又は調整等を行う場合がある。

⑤契約保証金は免除する。

⑥契約を締結するまでの間、本要項の定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

9. その他

①企画提案に関する説明会は開催しない。

②企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

③提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない。

④提出書類等は返却しない。

⑤本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑥提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

⑦提案者が本企画提案に要した一切の費用については、すべて提案者自身の負担とする。

⑧受託者に選定された場合は、県の担当者と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めるものとする。

⑨やむを得ない理由により、配置予定担当者が業務完了までの間に変更になる場合は、事前に県の下承を得ること。

10. 問い合わせ先・提出先

山梨県環境・エネルギー部 自然共生推進課

自然公園・育水・環境活動担当 高橋

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階

電話番号 055-223-1634 (直通) FAX番号 055-223-1781

質問送付先 メール: shizen@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙)

審査基準

下表の基準に従って審査会の審査員が、企画提案書等について評価の観点をもとに評価した内容点を合計したものを審査点（50点満点）とする。最終的に各審査員の審査点を合計して、総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。

なお、審査員の1名以上が内容点の評価項目のうち1項目でも評価点0点とした場合は失格とする。

評価項目		評価の観点	配点
取組の実現性	提案者の経営状況等	・会社規模、財務状況、スケジュール、実施体制等を含め提案された内容が実現可能と判断できるか。	5点
業務推進体制	本業務遂行のための体制	・有益な知見・ノウハウを有している者が実施体制に入っているなど、事業を効果的に運用できる体制であるか。	5点
目標達成の確実性	過去の実績	・類似業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見、ノウハウを有していると判断できるか。	5点
企画提案内容	コンセプト	・提案がやまなし「水」ブランド戦略を理解し、本事業委託の目的・趣旨を踏まえているか。	5点
	フィールドワーク等の想定内容	・対象に適した「育水」に繋がるフィールドワーク等の提案であるか。 ・想定しているフィールドワーク等は実現可能なものか。	5点×3 = 15点
	外部講師の案	・対象に適した「育水」に繋がる外部講師の提案であるか。 ・外部講師の案は実現可能なものか。	5点×3 = 15点

<参考>評価の基準

内容点の各評価項目における評価基準は次のとおりとする。

- ・優れている/期待できる (5点)
- ・やや優れている/やや期待できる (4点)
- ・どちらとも言えない (3点)
- ・やや劣る/あまり期待できない (2点)
- ・劣る/期待できない (1点)
- ・要求水準を満たしていない (0点)